平成２８年（フ）第５２６号
兵庫県相生市山崎町246番地２　ヴィラナリー相生１号棟110
債務者　佐藤　耕治
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２７号
兵庫県相生市山崎町246番地２　ヴィラナリー相生１号棟110
債務者　佐藤えりか
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８９号
兵庫県加東市上中３丁目104番地　ヴィルヌーヴ上中Ｃ―102号、前住所兵庫県小野市垂井町1033番地の２
債務者　石橋　靖夫
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第８２７号
広島市中区流川町８番９―502号
債務者　濱原美惠子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３７号
広島市西区井口台３丁目35番３―301号
債務者　林　　義宏
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７５号
香川県高松市香西西町299番地ヤマトスレート10
債務者　城山　誠也
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２号
香川県観音寺市豊浜町姫浜101番地２　笑歩会　豊浜
債務者　加藤　正子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第１８１６号
福岡県春日市若葉台東３丁目29番地　大産春日ビル201号
債務者　石橋惠美子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８２９号
福岡県春日市千歳町２丁目158番地106　川村コーポ101号、前住所福岡県大野城市白木原４丁目３番８号
債務者　佐々木泰三
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３０号
福岡県春日市千歳町２丁目158番地106　川村コーポ101号、前住所福岡県大野城市白木原４丁目３番８号
債務者　佐々木千代美
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８３号
福岡市西区上山門１丁目15番１―402号
債務者　原　　和孝
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９０号
福岡市中央区清川３丁目１番16号、前住所福岡市博多区青木１丁目13番39号
債務者　山崎　秀一
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２７号
山口県宇部市船木979―３コージュフナキ203、住民票上の住所山口県美祢市秋芳町秋吉724番地２（秋吉八重団地Ａ棟105号）
債務者　田村　勇気
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１０５号
宮城県大崎市古川稲葉３丁目６番33―202号昭和マンション古川南、従前の住所宮城県登米市迫町北方字横前２番地１
債務者　伊藤　由美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
岐阜県可児市鳩吹台２丁目138番地
債務者　野口　智慶
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１８４６号
愛知県春日井市南花長町20番地３
債務者　石黒　雅代
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部